

被災地等災害ボランティア活動者支援事業

1 目的

北名古屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域防災の担い手の育成支援及び災害救助法が適用された市町村の被災地（以下「被災地」という。）で活動する個人ボランティアを支援することを目的として、被災地の情報提供や助成金の交付を行います。

2 助成金交付対象者(次の条件をすべてを満たす者)

- (1) 北名古屋市に在住または在勤、在学している18歳以上の者
- (2) ボランティア活動保険に加入している者
- (3) 他の助成機関や就業先から助成を受けていない者
- (4) 災害ボランティアセンター協力員に登録している者

※被災地の情報提供や北名古屋市の災害ボランティアセンター設置・運営訓練への協力依頼をさせていただきます。

3 助成対象経費

- (1) 公共交通機関の運賃

被災地への往復及び被災地内での交通費

※ グリーン車等の特別な利用料金は対象外とします。

- (2) 自動車の燃料費、レンタル料及び高速料金

燃料としてのガソリン代及び電気代。レンタカーのレンタル料金など。

※ 事故等の修繕費は対象外とします。

- (3) 宿泊費

1日あたりの上限は5千円とします。食事代は対象外（朝食がつく程度であれば可）

- (4) 参加費

他市町社会福祉協議会やNPO等が企画する災害ボランティアバスの参加費

5 申請から決定の流れ

- (1) 活動する前日までに来所していただき、書類の配布・説明を行います。
- (2) 被災地におけるボランティア活動が終了した日から30日以内に申請してください。
- (3) 申請に基づき、審査の上助成金の交付の可否を決定し、その旨を通知します。
- (4) 助成金対象となった者は、通知を受けた後に助成金請求書を提出してください。
- (5) 請求書が提出されたのち速やかに助成金を口座振込により支払います。

6 注意事項

- (1) 助成金の交付は、同一災害において1人につき1回までです。
- (2) 運賃、自動車の燃料費、宿泊費、参加費の合計のうち2分の1が対象です。
※ 対象となる経費の領収書の原本が必要となります。
- (3) 活動期間は、活動日のみとなります。移動日は活動に入りません。
- (4) 複数回にわたる同一の災害における被災地支援は、合算することができます。
例：12月1日～12月2日、12月5日～12月7日 合計5日間
※ 複数回にわたる場合は、初回から1年以内に申請をしてください。

7 上限金額

活動日数	上限
1日	5,000円
2日	10,000円
3日	15,000円
4日	20,000円
5日	25,000円
6日	30,000円
7日	35,000円
8日以上	40,000円